広域連携施策に関する要望

全国広域連携市議会協議会は、平成27年度政府予算に おける広域連携施策について別紙のとおり議決いたし ましたので、政府並びに国会におかれましては、特段の ご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成26年10月

全国広域連携市議会協議会会 会 長 佐 藤 清 隆 (大崎市議会議長)

要望

広域連携に関わる市は、これまで、一部事務組合や広域連合等における事務の共同処理制度を活用し、行政の効率化及び住民サービスの向上に努めてきたところである。

今後、人口減少・少子高齢化により社会構造が大きく変化する中、持続可能な行政サービスを提供するためには、一層の共同処理制度の活用が不可欠である。

また、平成26年5月、第186回通常国会において、「地方自治法の一部を 改正する法律」が成立し、地方自治体間の柔軟な連携を可能とする仕組みが制 度化されるなど、今後は、自由度を拡大する新たな広域連携が推進される。

さらに、9月3日には、安倍内閣総理大臣を本部長とする、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生と人口減少の克服に対し政府一体となり、地方自治体間の広域的な連携を行う体制の構築等に取り組むこととされた。

このようなことから、広域連携に関わる市に対する適切な支援措置が必要であるため、国においては、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- (1) 広域連携施策を推進するに当たっては、広域連携に関わる市の意見を十分踏まえるとともに、事務の共同処理制度等の既存の施策についても、引き続き推進すること。
- (2) 広域連携施策に対する財政支援について、適切に措置すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生の推進に当たっては、積極的に地方自治体に情報提供するとともに、地方自治体の意見を十分反映すること。

また、地域の実情に応じ、資金を効果的に活用できる包括的な交付金を 創設すること。この交付金は、地方創生・人口減少の克服のため、幅広い ソフト事業に活用できるようにすること。